



熊本県公報

第12717号

平成30年4月27日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始……………(道路保全課) 1
- 造成宅地防災区域の指定……………(建築課) 1
- 造成宅地防災区域の指定……………(//) 1

公 告

- 換地計画の決定……………(農地整備課) 2
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………(森林整備課) 2
- 平成30年度熊本県製菓衛生師試験の実施……………(健康危機管理課) 2
- 平成30年度熊本県献血推進計画の策定……………(薬務衛生課) 4
- 農用地利用配分計画の認可……………(農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可……………(//) 6
- 農用地利用配分計画の認可……………(//) 6
- 農用地利用配分計画の認可……………(//) 6

登 載 依 頼

- 熊本県有明海区におけるアサリの採捕制限……………(有明海区漁業調整委員会) 8
- 平成30年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等……………(教育政策課) 8
- 平成30年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務……………(//) 9

告 示

熊本県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年4月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	竈門菰田 山鹿線	山鹿市西牧字下津留 695番地先から 同所 737番地先まで	448.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年4月27日

熊本県告示第377号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

栄地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字河原字栄3787番、3750番の一部(次の地図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第378号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

榎鶴地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字榎鶴93番、95番、111番1、112番、113番、113番2、139番1、95番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、112番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備えて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営南関東地区（梅葉諏訪換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧の期間 平成30年5月1日から
平成30年5月30日まで
- 縦覧の場所 南関町役場
- 縦覧に供する書類の名称
 - 換地設計書
 - 各筆換地明細書
 - 清算金明細書
 - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第243号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	熊本県球磨第2029号
生産事業者の氏名及び住所	鶴田 真 球磨郡湯前町2245-6
生産事業の内容	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称及び所在地	協栄木材株式会社球磨出張所 球磨郡湯前町ユルメキ4743-1

熊本県公告第244号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により平成30年度熊本県製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）第2条の規定により公告する。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験日時及び場所
 - 日時 平成30年7月18日（水）午後1時30分から午後3時30分まで（2のただし書に該当する者にあつては、午後2時45分まで）
 - 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館地下1階地下大会議室
- 試験科目
試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 栄養学
- (5) 食品衛生学
- (6) 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）

3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事したもの（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務しているものに限り、専ら製品の運搬及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事しているものを除く。以下同じ。）
- (3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの

4 受験手続

(1) 受験願書の配付

各保健所及び健康危機管理課での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの配信により実施する。

各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、平成30年6月4日（月）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

郵送による配付を希望する者は、宛先を明記し92円切手を貼った返信用封筒（長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）と連絡先（熊本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て請求すること。

(2) 受験願書受付期間

ア 受付期間は、平成30年6月11日（月）から同月15日（金）までとする。

イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送による受験申込みは、平成30年6月15日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。

(3) 受験願書の提出

ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること（郵送による受験申込みをする者を除く。）

イ 県外に居住する者及び郵送による受験申込みをする者にあつては、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。

(4) 提出書類等

提出書類は、次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は、保健所に提出する場合にあつては2部、郵送で提出する場合にあつては1部とする。

ア 受験願書（第1号様式）

イ 菓子製造業従事証明書（第2号様式）（3の(1)に該当する者を除く。）

ウ 提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）

エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は提出先で原本照合を受けたそれらの写し（3の(3)に該当する者を除く。）

オ 写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）

カ 証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄（抄）本

(5) 受験手数料

9,700円（受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。）

(6) 受験票の交付

受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。

5 合格基準

6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点その試験科目の平均点の2分の1の点（小数点以下を四捨五入した点）を下回らないこと。

6 合格発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成30年8月17日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。

(2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。

7 その他

- (1) 願書の請求及び受験についての問合せ先

熊本県健康危機管理課	096-333-2247
有明保健所衛生環境課	0968-72-2184
山鹿保健所衛生環境課	0968-44-4121
菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135
阿蘇保健所衛生環境課	0967-24-9035
御船保健所衛生環境課	096-282-0041
宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
八代保健所衛生環境課	0965-33-3198
水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104
人吉保健所衛生環境課	0966-22-3107
天草保健所衛生環境課	0969-23-0172
熊本市保健所食品保健課	096-364-3188
- (2) 試験成績の開示

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により開示を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を開示する。

 - ア 開示請求の方法

熊本県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。
 - イ 開示期間

合格発表の日から1か月間（平成30年8月17日（金）から同年9月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。
- (3) 試験問題の開示

試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間（平成30年8月17日（金）から平成31年8月16日（金）まで）とする。
- (4) 合格の取消し

受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県公告第245号

平成30年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。
平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 目的

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）及び第7次熊本県保健医療計画に基づき、平成30年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるものである。

2 計画の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 平成30年度熊本県献血目標の設定

本県では、県内の医療機関で使用される輸血用血液製剤の需要見込みを基に厚生労働省が設定した原料血漿確保目標量を受け、次のとおり献血の目標量を設定し、計画的な献血の推進に努めることとする。

なお、献血の目標量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血献血及び成分献血の推進及び普及に努める。

また、献血の推進には市町村及び市町村献血推進協議会の役割が極めて大きいことから市町村ごとの献血目標を設定し、計画的で安定的な献血者の確保を図るものとする。

献血の種類		血液量（リットル）	献血者数（人）
全血 献血	200ミリリットル献血	208	1,039
	400ミリリットル献血	20,390	50,976
成分 献血	血漿成分献血	5,093	10,610
	血小板成分献血	4,174	9,231
総 計		29,865	71,856

4 献血の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

より多くの県民に献血に参加していただくために、市町村、熊本県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）等の協力を得て、地域の実情に応じた啓発活動を行うことにより、献血への関心を高める。

特に、若年層の献血者が年々減少しているので、若年層の献血への理解の浸透及び献血体験の促進に組織的に取り組むとともに、より効果的な啓発活動を行う。

また、県民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について、各種普及啓発活

動を通じて正確な情報を伝える必要がある。

ア 献血推進キャンペーン等の実施

(ア) 愛の血液助け合い運動(7月)

(イ) 学生クリスマス献血キャンペーン(12月)

(ウ) はたちの献血キャンペーン(1月及び2月)

イ 移動献血ギャラリーの開催(県内10か所程度)

ウ パンフレット・啓発資材の作成配布

エ 報道機関及び各種広報媒体による啓発

(ア) テレビ、ラジオ、ホームページ等での広報

(イ) 各種情報誌、市町村広報誌等への掲載

(2) 若年層献血者の確保対策

ア 高校生を対象とした普及啓発

市町村、血液センター、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、学校での献血セミナーの開催、体験学習の実施等、高校生に対して献血に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

イ 学生献血推進ボランティアと協働した普及啓発

学生献血推進ボランティアの活動を支援し、育成を図るとともに、イベント会場等において協働し、献血に関する知識の普及及び献血の推進を図る。

(ア) 熊本県学生献血推進リーダーの研修会の開催

(イ) 学生クリスマス献血キャンペーン、はたちの献血キャンペーン等のイベントによる献血啓発活動の実施

(ウ) 学内献血への応援

(3) 企業等における献血の推進対策

企業等に対し、特に20歳代から30歳代までの従業員の献血促進について協力を求める。

(4) 複数回献血協力者の確保

献血受付時に複数回献血への協力を働きかけることにより、季節的な又は血液型別の血液不足を未然に回避する。

(5) 献血功労者の表彰

献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体及び個人に対し、厚生労働大臣表彰等への推薦、知事感謝状の贈呈等を行い、献血への継続的な協力を得る。

5 血液不足等緊急時における献血者の確保

輸血用血液製剤不足時の対応を定めた血液不足等緊急事態における危機管理対応要項に基づき、市町村及び関係機関と連携を取りながら、必要に応じて、血液不足注意報等の発令、緊急献血の実施等の対策を実施する。

6 災害時における献血者の確保等

災害時において、需要に見合った献血が確保され、又は献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講じる。

(1) 九州ブロック赤十字血液センター(久留米市)の一元管理による速やかな血液製剤の供給

(2) 熊本県災害対策本部による血液製剤搬送手段の確保

(3) 県と日本放送協会との間に締結した放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送の実施、市町村の協力による臨時献血の実施等による献血者の確保

熊本県公告第246号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字平良2041番
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4176番
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字福岡1387番

2 認可年月日

平成30年4月20日

熊本県公告第247号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農業生産法人株式会社平井農園	上益城郡益城町安永	上益城郡益城町大字安永字馬水迫1779番ほか6筆
古閑 公宏	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町三野字大田115番1ほか6筆
佐藤 忠敬	阿蘇市西町	阿蘇市西町字上至極355番1ほか8筆
森 哲博	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字渋川鶴24番
立石 翼	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字西立石1296番1ほか11筆
岩瀬 新次	阿蘇市波野波野	阿蘇市波野大字波野字上横堀1494番ほか18筆
石川 友也	阿蘇市波野波野	阿蘇市波野大字波野字南龍塚1859番ほか15筆
志水 章嘉	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町網道字式六番割334番1ほか1筆

2 認可年月日

平成30年4月24日

熊本県公告第248号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
溝口 秀人	球磨郡あさぎり町上南	球磨郡あさぎり町上南字新永里536番1ほか1筆
溝口 秀人	球磨郡あさぎり町上南	球磨郡あさぎり町上南字古ノ坊591番
中村 泰博	球磨郡あさぎり町上西	球磨郡あさぎり町上西字清水194番44
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡あさぎり町深田西字西ノ迫2285番1ほか2筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡あさぎり町須恵字下阿蘇3300番6ほか12筆
生田 敦士	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字深水字買元702番1ほか2筆
加江 文機	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下永坂2853番ほか7筆
永尾 春馬	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字八ツ田1389番1

2 認可年月日

平成30年4月24日

熊本県公告第249号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の

規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字池田2136番ほか15筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字堂下2023番ほか1筆
農事組合法人ファーム吉田	上益城郡甲佐町吉田	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第一364番4
兼瀬 勇健	上益城郡山都町鶴ヶ田	上益城郡山都町鶴ヶ田字勝負2088番1
大久保 進	上益城郡山都町原	上益城郡山都町鶴ヶ田字鏡原2849番1ほか1筆
岩永 一則	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町鶴ヶ田字貸上1329番1ほか11筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉南方字山ノ崎207番1ほか2筆
松本 英治	玉名市大浜町	玉名市大浜町字烏帽子開3386番1ほか1筆
石川 義男	玉名市大浜町	玉名市大浜町字塩永12番
農事組合法人野口	玉名市岱明町野口	玉名市岱明町野口字本新谷1353番2ほか4筆
柴尾 善博	阿蘇市内牧	玉名市岱明町野口字深田1201番
下田 傑	玉名市天水町小天	玉名郡玉東町大字原倉字山村2198番2
高椋 信享	玉名郡南関町関町	玉名郡南関町大字肥猪字島田2807番ほか1筆 (一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字島田6番4)
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字萱原1391番ほか3筆 (一時利用地 玉名郡和水町上板楠字萱原6番2ほか1筆)
有限会社アグリパートナーきくち	菊池市旭志川辺	菊池市西寺字蛇島981番ほか6筆
中村 敏明	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字前谷1620番ほか1筆
早田 雅信	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字大坪872番1ほか1筆
農事組合法人下巢畑農産	阿蘇郡小国町宮原下城	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036番196ほか11筆
稲田 秀敏	天草市倉岳町棚底	天草市倉岳町浦字砂魚川4454番2ほか2筆
株式会社絆	天草市浄南町	天草市本町本字大橋7853番2ほか1筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字釜平6998番2ほか3筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字柝ノ通1957番1ほか15筆
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4263番ほか3筆

小林 照明	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸564番3
岩下 龍志	天草市天草町高浜南	天草市天草町高浜北字入角5583番1
白岩 英治	天草市天草町大江	天草市天草町高浜北字入角5544番
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字馬場4472番ほか2筆

2 認可年月日
平成30年4月27日

登載依頼

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第40号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成30年4月27日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋 本 孝

- 1 指示の内容
熊本有明海区（昭和25年農林水産省告示第129号に定める海域）において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成30年5月1日から平成32年4月30日まで

熊本県教育委員会告示第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年4月27日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 競争入札に付する事項
平成30年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「電気・機械・器具類（OA機器・ソフトウェア等）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年5月14日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第6号

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成30年4月27日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成30年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (4) 業務の内容
平成30年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 業務完了報告書及びライセンスを証する書面等の納入期限
平成30年7月31日（火）
- (6) 納入場所
熊本県教育庁教育政策課
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたい者を除き、紙入札による入札はできない。入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、アイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の（1）から（4）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「電気・機械・器具類（OA機器・ソフトウェア等）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格内容変更届を次のアの間、提出期間以降も随時受け付けるが、3（3）の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成30年5月14日（月）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1（3）の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合はアの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申

- 立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成30年5月24日（木）午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年5月24日（木）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年6月7日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年6月6日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成30年6月7日（木） 午後2時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときには、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年6月6日（水）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）

電話番号 096-333-2674

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity
 Microsoft, s site license agreement for
 r schools (Kumamoto Pref. Edition)
 ・4, 900 licenses

(2) Date and place to tender

Date: June 7th, 2018, 2:00 pm

Place: Kumamoto Prefectural Government
 Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural government
Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office
of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City,
Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2674
- (6) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen